

要求水準書(案)に関する質問書に対する回答

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a			
1	要求水準書(案)	総入館者見込み	3	I	7							「基本展示、企画展示、ドームシアター(プラネタリウム)等それぞれの入館者合計50万人を見込む」とありますが、現在の青少年科学館の状況をご提示ください。	現在の少年科学文化会館の入館者は、本館が114,293人、ホールが69,275人、プラネタリウムが51,819人の、合計235,387人です(平成26年度実績)。 なお、本施設は、現在の少年科学文化会館とは機能が異なるため、参考とするかは事業者でご判断ください。
2	要求水準書(案)	総入館者見込み	3	I	7							「基本展示、企画展示、ドームシアター(プラネタリウム)等それぞれの入館者合計50万人を見込む」となっているが、これは何に基づく数字なのでしょうか。	他都市同種施設、都市規模や展示の充実度等を勘案して、見込んだものです。
3	要求水準書(案)	総則 総入館者見込み	3	I	7							入館者合計50万人の試算根拠をご教示ください。	回答No.2をご参照ください。
4	要求水準書(案)	総来館者見込み	3	I	7							合計50万人の来館者を見込んでおられますが、この点について事業者側へのインセンティブやペナルティは想定しておられますでしょうか。	50万人を基準とした直接的なインセンティブやペナルティの設定は想定していませんが、入館者数が一定のレベルに満たない場合のペナルティの仕組みを検討中です。
5	要求水準書(案)	事業期間終了時の要求水準	6	I	10							事業期間終了後も引き続き科学館として利用できるように良好な状態を保持するとありますが、事業期間終了後の瑕疵担保期間は想定しておられますでしょうか。	想定していません。
6	要求水準書(案)	設計・施工期間	6	I	10							「引き続き科学館として利用できる(る)ように良好な状態を保持していなければならない」とありますが、その具体的な状態は、募集要項等でお示しいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問書に対する回答No.28をご参照ください。
7	要求水準書(案)	動線計画	7	II	2	(2)						「直通エスカレーター、エレベーター等を使用して、3階エントランスホールから本施設内へ入館する」となっているが、1階エントランスに、受付、案内掲示等の設置は行えないのでしょうか。	1階エントランスに受付、案内掲示等は設置できませんが、建物本体側工事において案内板等の設置を行う予定と聞いております。 なお、1階エントランス以外の場所において、案内板等の設置について検討を行っているところです。
8	要求水準書(案)	動線計画	7	II	2	(2)						「来館者は、直通エスカレーター、エレベーター等を使用して、3階エントランスから本施設内へ入館する」となっており、2階の商業施設へのアプローチがありません。2階の商業施設の内容はわかりませんが、帰りだけでもアクセスできるような動線計画に変更することは可能でしょうか。	動線計画は、建物本体工事の施工区分であり、変更できません。なお、複合ビルのEV①②(ビル用エレベーター)及びESC②(建物内エスカレーター)により、2階の商業施設へのアクセスは可能です。
9	要求水準書(案)	動線計画	7	II	2	(2)						3階から6階の専有部内に、新たに専用の階段、エレベーター、エスカレーター等を設置することは可能でしょうか。	建物本体工事への影響が大きいため、不可能です。
10	要求水準書(案)	建物本体3～6階の床面積	8	II	2	(3)						1階エントランス部分は、本施設の対象範囲外という理解で正しいでしょうか。	対象範囲外ですが、科学館に誘う仕掛け等の設置を提案されることは可能です。その場合、市及び建物本体事業者との協議が必要となります。
11	要求水準書(案)	建物本体3～6階の床面積	8	II	2	(3)						空間演出のため、専有部内に吹抜を設けることは可能でしょうか。	建物本体工事への影響が大きいため、不可能です。
12	要求水準書(案)	本施設の整備の前提となる基本的要件	9	II	2	(6)						共用部は基本的には設計及び施工の対象とならないと理解していますが、復元できることを前提としたサイン等の設置は認めて頂くことができるでしょうか？	提案により市及び建物本体事業者との協議が必要となります。

要求水準書(案)に関する質問書に対する回答

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)			a
13	要求水準書(案)	建物本体工事との施工区分の考え方	9	II	2	(6)					初期整備費用の算定のため、参考資料で示される「建物本体工事との施工区分」に加えて、複合ビルへの入居の前提となるA工事で整備するスケルトンの状態の内装仕上げ、防火防煙区間、各種設備(照明設備、防災・消火設備、空調設備、衛生設備、設備シャフト)等の情報もお示しいただけますでしょうか。また本施設が入居する複合ビルにおける貸し方の基準、現状復旧の考え方につきましてもご教示願います。	施工区分、貸方基準等については、「参考資料:建物本体工事との施工区分」をご参照ください。
14	要求水準書(案)	II 初期整備に関する要求水準 3 施設計画に関する要求水準	10	II	3	(1)	①	ウ		b	機能性における「火災対策」への配慮事項について、その後の設備計画に防災設備は入っておりませんが、これは建築本体工事で用意されるということでしょうか？	「参考資料:建物本体工事との施工区分」をご参照ください。なお、区画・天井高の変更及び天井仕上げの有無により防災設備が変わる事があります。変更工事については事業者負担になります。
15	要求水準書(案)	II 初期整備に関する要求水準 3 施設計画に関する要求水準	10	II	3	(1)	①	エ		c	機能性における「振動」への配慮事項について、これは、体験型展示の手法としての連続振動や衝撃振動自体を否定するものではなく、当該展示体験者以外に悪影響を及ぼさないよう配慮すればよいという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
16	要求水準書(案)	施設整備全般に関する要求水準	10	II	3	(1)	①	エ		d	事業者の業務範囲(要求水準書(案)P2)を拝見する限りシステム構築は含まれていないとお見受けしますが、情報システムの導入も初期整備事業に含まれるとの理解でしょうか。	ご理解のとおりです。
17	要求水準書(案)	施設計画に関する要求水準	12	II	3	(2)	①				基本展示室、企画展示室ともに、「天井高さは、展示内容にあわせた高さを確保する」とあるが、天井高さは変更可能か。施設全体の建築設計の中で既に設定されているのではないか。	施設の階高は変更は不可能ですが、天井高さは、設備の配線、配管や仕上げ材の有無などにより変更可能です。なお、企画展示室、講演会等スペースについては、平成25年国土交通省告示第771号における特定天井となる様な変更は出来ません。
18	要求水準書(案)	施設計画に関する要求水準	12	II	3	(2)	①				【要求水準】 「展示計画にあわせた内装計画とする。」とありますが具体的な意味をご教授いただけますでしょうか？	要求水準書(案)「P23 II 4(1)②ウ 展示手法の考え方」を踏まえ、事業者の提案に委ねます。
19	要求水準書(案)	諸室計画に関する要求水準	13	II	3	(2)	②				情報ライブラリー・書庫につきまして、「読み聞かせスペースを確保する」とありますが、読み聞かせは事業者の業務範囲との理解でしょうか。	ご理解のとおりです。
20	要求水準書(案)	II 初期整備に関する要求水準 3 施設計画に関する要求水準	13	II	3	(2)	②				情報ライブラリー・書庫において、3万冊程度の蔵書と記載されていますが、この蔵書の調達は別途市で行うということでしょうか？	図書の調達について、一部は、現在の少年科学文化会館所蔵図書を活用することとしますが、それ以外は、事業者で調達してください。少年科学文化会館所蔵の活用図書は、リストを公表する予定です。
21	要求水準書(案)	施設計画に関する要求水準	13	II	3	(2)	②				情報ライブラリーについて、3万冊の書籍の収蔵とありますが、これらは全て新規購入の予定でしょうか？現施設より引き継ぐものがあればご教示ください。	回答No.20をご参照ください。
22	要求水準書(案)	施設計画に関する要求水準	13	II	3	(2)	②				情報ライブラリー・書庫は、3万冊程度を収蔵可能とするところがあるが、配架・収蔵する図書は、事業者側で選定・調達するのか。その場合、開館時にどの程度の配架を想定しているか。	回答NO.20をご参照ください。配架については要求水準書(案)「P13 II 3(2)②情報ライブラリー・書庫」を踏まえ、事業者の提案に委ねます。

要求水準書(案)に関する質問書に対する回答

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a			
23	要求水準書(案)	施設計画に関する要求水準	13	II	3	(2)	②					実験室にノートパソコンを50台準備とあるが、「物理」「化学」「生物・地学」の3室それぞれに50台準備するのか(計150台)、3室全体で50台準備するのか。	3室全体で50台を想定しています。
24	要求水準書(案)	施設計画に関する要求水準 学習研修部門 実験室	13	II	3	(2)	②					ノートパソコンを50台準備とありますが、機材の更新時期、その費用などは事業者による提案で良いのでしょうか？	ご理解のとおりです。
25	要求水準書(案)	初期整備業務に関する要求水準	14	II	3	(2)	②					オープンラボの要求水準について、最大利用可能人数は事業者側で想定するという理解でよろしいのでしょうか？	30人～50人程度を想定していますが、一日学習プログラムの受入等も踏まえてご提案ください。
26	要求水準書(案)	施設計画に関する要求水準 オープンラボ 用途・目的	14	II	3	(2)	②					工作機械で設置が必要な機材などありましたらご教示ください。	3Dプリンター、レーザー加工機、小型昇降盤、ボール盤、卓上小型旋盤等を想定していますが、事業者の提案に委ねます。 また、少年科学文化会館及びロボスクエアから移管する備品については、参考資料として今後お示しします。
27	要求水準書(案)	エントランスホール	15	II	3	(2)	④					「コイン式ロッカー室を設置」となっていますが、ロッカーの個数はどの程度を想定されているのでしょうか。	50個以上を想定しています。
28	要求水準書(案)	受付・インフォメーション	15	II	3	(2)	④					「入場券の販売をする為に適切な配員をする」となっていますが、適切な配員を行えば自動券売機による入場券の販売も可能という理解で正しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	要求水準書(案)	諸室計画に関する要求水準	16	II	3	(2)	④					キッズコーナーについてはスペースの提供のみとの理解で宜しいでしょうか。スペースの提供のみとのことであれば、キッズスペースでの事故等は事業者リスクには含まれないとの整理で宜しいのでしょうか。	スペースの整備に加え、運用方法も含めてご提案ください。また、キッズスペースの運用に関するリスクは事業者の負担となります。
30	要求水準書(案)	設備計画に関する要求水準	17	II	3	(3)	①	ア	a			「将来の変更及び増設の対応を考慮し」とありますが、現時点で特に想定しておられる計画はありますか？	特に想定はなく、事業者の提案を求めます。
31	要求水準書(案)	施設計画に関する要求水準	17	II	3	(3)	①	ア	b			省エネ対応のシステムの採用とありますが、システムにより省エネ制御が可能なソフト・ハードで構成される中央監視システムでよろしいのでしょうか？	差し支えありません。具体的な内容は事業者の提案に委ねます。
32	要求水準書(案)	施設計画に関する要求水準	17	II	3	(3)	①	イ				「リモコンスイッチを原則とし」とありますがタブレット端末のような持ち運び可能な端末による制御でもよろしいのでしょうか？	差し支えありません。具体的な内容は事業者の提案に委ねます。
33	要求水準書(案)	初期整備業務に関する要求水準	18	II	3	(3)	①	キ				「無停電電源設備はサーバ及びパソコンシステム等の負荷に対して十分な電源供給が可能な容量とシステムを設置する」とありますが、事務所などに設置する一般のPCは含まないという理解でよろしいのでしょうか？	差し支えありません。事業者の運営への影響等も踏まえてご提案ください。
34	要求水準書(案)	II 初期整備に関する要求水準 3 施設計画に関する要求水準	18	II	3	(3)	③	オ カ				設備計画において、オ動力設備及びカ受変電設備を整備することになっておりますが、これは建築本体工事により供給される電気設備(P8)ではなく事業者が別途設置するものなのでしょうか？建設設備保守管理業務(P51)においても記載されていますが、この場合、共用部(参考図面6F)での設備維持管理対応はどのような取り扱いになるか、ご教示ください。	動力設備については、各階共用部EPSまでの幹線工事と区分閉器設置(計量メーター取付含む)まで本体工事で整備しますが、その他の動力設備の整備はPFI事業範囲となります。また、受変電設備は、建物本体工事で整備します。維持管理も含めて、要求水準書(案)を修正します。 詳細については、「参考資料:建物本体工事との施工区分」をご参照ください。

要求水準書(案)に関する質問書に対する回答

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
35	要求水準書(案)	初期整備業務に関する要求水準	18	II	3	(3)	①	ケ			「Fukuoka City Wi-Fi」を設置する」とありますが、こちらは事業者側の機器購入、設置、運用となりますでしょうか？	ご理解のとおりです。 なお、詳細は、市の所管課との協議が必要です。
36	要求水準書(案)	展示手法の考え方	24	II	4	(1)	④				科学的知見に基づく検証を有識者に監修してもらうことが望ましいとありますが、有識者は事業者の任意で選定するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	要求水準書(案)	II 初期整備に関する要求水準 4 基本展示計画に関する要求水準	26	II	4	(1)	④				展示内容の企画及び制作に関する要求水準の項目の4番目に「展示内容は科学的な裏づけが明確であるものとし…」とありますが、前段③「各展示テーマの要求水準」のうち「エ 創造性(クリエイティブ)」に関しては、その目的・ねらいから、必ずしも適用され得ないと考えてもよろしいでしょうか？	ご理解のとおりですが、展示する内容によりご判断ください。
38	要求水準書(案)	II 初期整備に関する要求水準 4 基本展示計画に関する要求水準	26	II	4	(1)	④				展示内容の企画及び制作に関する要求水準の項目の8番目に「レシーバや科学館用に開発したスマートフォン・アプリケーションによる解説」とありますが、ここ言うレシーバとは貸し出し用のオーディオガイド等を用意することを想定されているのでしょうか？ 参考事例がございましたら合わせてご教示下さい。	ご理解のとおりです。 特に参考事例を明示しませんが、他の科学館事例等も踏まえてご提案ください。
39	要求水準書(案)	展示手法の考え方	26	II	4	(1)	⑤				ロボスクエアから移管される展示物・備品については市側で選定されるのでしょうか。また、これらの展示品についての更新費用、移送業務の業務分担は事業者となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	要求水準書(案)	基本展示計画に関する要求水準	26	II	4	(1)	⑤				「参考資料●:ロボスクエア移管業務について」は、いつ頃提示していただけますか？	できるだけ速やかに提示します。
41	要求水準書(案)	基本展示計画に関する要求水準	26	II	4	(1)					ロボスクエア移管業務についての記述はありますが、既存の少年科学文化会館の移管業務がありましたら、ご教示ください。	要求水準書に記載のとおりです。
42	要求水準書(案)	ドームシアター(プラネタリウム)に関する要求水準 投影システム	28	II	5	(2)	①	ア		※	導入時点において最高スペックとうたえる性能とありますが、貴市以外の自治体にて同時期に進められているプロジェクトの性能は窺い知ることではできません。ご提案時点においてということで宜しいでしょうか？	要求水準書(案)P29「※国内の科学館と比較して、導入時点において最高スペックとうたえる性能を備えること」は、削除します。なお、現時点では8K相当以上を想定しています。
43	要求水準書(案)	ドームシアター(プラネタリウム)に関する要求水準	28	II	5	(2)	①	ア			全天デジタル投影について、国内の科学館と比較して、導入時点において最高スペックとうたえる性能を備えることは、具体的にどの仕様の最高を指すのでしょうか？ (解像度、コントラスト、明るさ、プロジェクター台数など)	回答No.42をご参照ください。 なお、解像度、コントラスト、明るさ、台数については、事業者の提案に委ねます。
44	要求水準書(案)	ドームシアター(プラネタリウム)に関する要求水準	28	II	5	(1)	④				本項目に記載されている、市民との共働によるプログラムづくりの仕組みに関して、初期整備の仕様にある番組編集システム1式で実現が困難な場合には、プログラム制作システムハードおよびソフトを別途用意することも含まれるという考えで良いでしょうか？また、その設置数に関しては、各事業者提案によるという理解で良いでしょうか？	ご理解のとおりです。
45	要求水準書(案)	ドームシアター(プラネタリウム)に関する要求水準	29	II	5	(2)	①	ウ			ピクセル数においては、E-Shift技術は使用しないこととする。と記載がありますが、使用出来ない理由をお示し願います。	要求水準書(案)P29「なお、ピクセル数においては、E-Shift技術は使用しないこととする。」は、削除します。

要求水準書(案)に関する質問書に対する回答

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
46	要求水準書(案)	ドームシアター(プラネタリウム)に関する要求水準 投影システム	29	II	5	(2)	①	ウ			ピクセル数においては、E-shift技術は使用しないこととする。について、E-shiftの解像度表示を使用してはならない(E-shift解像度表現の不使用)と示しているのか、E-shiftのプロジェクターを使用してはならない(物の不使用)と示しているのかをご教示ください。	回答No.45を参照ください。
47	要求水準書(案)	ドームシアター(プラネタリウム)に関する要求水準	29	II	5	(2)	①	ウ			各ソフトウェアのシステムアップグレードが、5年以上保証とありますが、PC等ハードウェアの交換が伴うバージョンアップの場合は、どう考えればよいでしょうか？	ハードウェアの交換に関わらず5年以上保証してください。
48	要求水準書(案)	ドームシアター(プラネタリウム)に関する要求水準	29	II	5	(2)	①	オ			解説用画像(静止画・動画)を駆使した番組を任意のシーンから再生できることとありますが、あるプログラムの任意のシーンと考えて良いでしょうか？	ご理解のとおりです。
49	要求水準書(案)	ドームシアター(プラネタリウム)に関する要求水準	30	II	5	(2)	①	オ			星座絵・星座線等は、…以上の設置を目安とする。とありますが、操作卓に操作ボタンを用意する事と理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
50	要求水準書(案)	II 初期整備に関する要求水準 5 ドームシアター(プラネタリウム)に関する要求水準	31	II	5	(2)	②	イ			音響設備の多言語に対応したシステムとは、具体的にはどのようなことを指しますか？ご教示ください。(例えば、オーディオ(音声)ガイドの多言語化のようなことなののでしょうか?)」	例示のオーディオ(音声)ガイドの多言語化を想定しています。
51	要求水準書(案)	ドームシアター(プラネタリウム)に関する要求水準	32	II	5	(3)	①				床面は緩やかな傾斜を持つ水平型ドームとありますが、座席設置部も傾斜を持つ床と想定で検討を行うと言う理解で良いでしょうか？(座席設置部は段床可?)	座席設置部は段床とすることは可能であり、事業者の提案に委ねます。
52	要求水準書(案)	ドームシアター(プラネタリウム)に関する要求水準	32	II	5	(3)	①				関連諸室の確保については、各部屋をすべて個別設置ではなく、共用利用することは可能でしょうか？	共用利用することは可能です。
53	要求水準書(案)	ドームシアター(プラネタリウム)に関する要求水準	32	II	5	(3)	①				室内騒音レベル及び騒音等級については、プラネタリウム投影機材の条件ではなく、ドーム建築上の騒音基準と考えて検討する事で良いでしょうか？	ご理解のとおりです。
54	要求水準書(案)	講演会スペースの要求性能水準及び機能	35	II	6	(3)	⑦				難聴者のための補聴器について、現在何機設置されておりますでしょうか。また、事業者が継続使用を希望する場合(P42)に今回の要求水準を満たしておられますでしょうか。	現少年科学文化会館では、難聴者のための音声システムはありません。新しい施設においては、ヒアリングループなどを想定しています。
55	要求水準書(案)	設計変更	38	II	7	(2)	③	ウ			設計変更により事業者追加費用が発生する場合は、「大幅な仕様変更」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	市の請求により要求水準書を変更する場合の増加費用は市が負担します。詳細は、後日公表する事業契約書(案)をご参照ください。
56	要求水準書(案)	II 初期整備に関する要求水準 7 各業務に関する要求水準	38	II	7	(2)	③	ウ			設計変更事について「…契約の範囲内で対応するものとする」というのは、提案時の設計価格総額において増減が無いと同義と考えてよろしいでしょうか？	差し支えありません。詳細は、後日公表する事業契約書(案)をご参照ください。
57	要求水準書(案)	建物本体工事の計画変更手続き	38	II	7	(2)	③	エ			計画変更確認申請手続きは、建物本体設計者が実施することですが、これに関するスケジュール管理や費用の調整には、市に主体的に関与いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	計画変更確認申請手続きについては、市は窓口となり関与しますが、スケジュール管理や費用の調整は、事業者が責任を持って建物本体設計者と協議、調整を行うこととなります。なお、その他の手続きとして、省エネ計画書、節水計画書、CASBE E(福岡市)、福祉条例等の変更手続きが発生する予定です。

要求水準書(案)に関する質問書に対する回答

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
58	要求水準書(案)	建物本体工事の計画変更手続き	38	II	7	(2)	③	エ			事業者の提案に基づく計画変更に伴う建物本体の追加工事費は、市にご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	計画変更に伴う建物本体の追加工事費は、「参考資料:建物本体工事と本工事の施工区分」を基本とします。
59	要求水準書(案)	業務にあたっての留意事項	38	II	7	(2)	③	エ			表中の業務分担は「事業者提案に基づく建物本体工事の計画変更手続きが必要な場合」について定められていると認識しておりますが、JR九州及び市の都合による建物本体工事の計画変更手続きについての費用負担は事業者負担ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	要求水準書(案)	各業務に関する要求水準	38	II	7	(3)					複合施設工事と本施設工事の期間が重なっていますが、この期間中は科学館部分は福岡市によって賃借されている状態となるのでしょうか？	賃借が発生するのは、供用開始日からであり、複合施設工事と本施設工事が重なっている期間は、市が使用賃借する期間となります。
61	要求水準書(案)	各業務に関する要求水準	39		7	(3)	②	イ			提出書類の作成に関して施工企業が工事監理企業に提出して…とありますが、展示設備に関して施工企業が自ら監理を実施する場合は施工企業が市に提出すると理解してよろしいでしょうか。	展示製作については、展示施工企業自らが提出することで差し支えありません。なお、実施方針に関する質問書に対する回答No.49もご参照ください。
62	要求水準書(案)	市の完成確認等	40	II	7	(3)	③	イ			完成確認の通知は書面によるものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	要求水準書(案)	各業務に関する要求水準	41	II	7	(3)	③	エ			鍵及びセキュリティカード(ビル全体と連動?)の引き渡し並びに関連書類は、事業者から福岡市へ提出し、福岡市から事業者へ貸与されると考えて良いでしょうか？	ご理解のとおりです。
64	要求水準書(案)	什器・備品等の調達・設置業務	42	II	7	(5)	②				「現在の少年科学文化会館に設置されている什器備品のうち、事業者が継続使用を希望する場合は、継続使用できる」となっていますが、什器部品リストはいつ頃ご提示いただけるのでしょうか。	募集要項等の公表までに提示いたします。
65	要求水準書(案)	什器・備品等の調達・設置業務	42	II	7	(5)	③				市が什器備品を買い取る場合の買取価格の算出についての想定はありますでしょうか。	現時点での想定はありません。市と事業者の協議により決定します。
66	要求水準書(案)	開業準備業務に関する要求水準 少年科学文化会館機能の補完業務	44	III	2	(2)	①				少年科学文化会館機能の補完業務の活動の継続について、貴市教育委員会(学校含む)と密な調整が必要ですが、平成28年度からの仮事務所及び専用電話の開設、広報・情報発信、人件費等の費用は、科学館特定事業の提案に計上するものと判断していますが、いかがでしょうか？	ご理解のとおりです。
67	要求水準書(案)	開業準備業務に関する要求水準 少年科学文化会館機能の補完業務	44	III	2	(2)	②				アウトリーチを行うための移動天文車、機材、資材等は、科学館特定事業の提案に計上するものと判断していますが、いかがでしょうか？	ご理解のとおりです。なお、本回答にあわせて要求水準書(案)に当該記述を追記しますので、ご参照ください。
68	要求水準書(案)	開業準備業務に関する要求水準 少年科学文化会館機能の補完業務	44	III	2	(2)	②				移動天文車は高価な機材が積載されており、一般駐車場で駐車は盗難・車上荒らしも考慮しなければならず、リスクが高くなります。(発生すると保険適用など手続きの他、修理・再製作が必要になり、時間が必要になります)そのような観点から、貴市が管理又は指定する閉鎖的な駐車場はあるのでしょうか？また、その場合、借用できるのでしょうか？	移動天文車の駐車スペースは確保していますが、本施設では市が管理又は指定する閉鎖的な駐車場はありません。
69	要求水準書(案)	開業準備業務に関する要求水準 少年科学文化会館機能の補完業務	44	III	2	(2)	②				少年科学文化会館が保有するアウトリーチで使える機材等があった場合は、本事業に移管してもらえるのでしょうか？	少年科学文化会館の保有する什器・備品等については、別紙よりリストアップしますので、「P.42 II 7(5)②備品等に関する要求水準」に基づき、継続使用を希望する什器・備品等がある場合にはご提案ください。ただし、新しい科学館としてふさわしい機材であることに留意してください。

要求水準書(案)に関する質問書に対する回答

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a			
70	要求水準書(案)	Ⅲ開館準備業務に関する要求水準 2 開館準備業務に関する要求水準	44	Ⅲ	2	(2)	②					少年科学文化会館機能の補完業務における要求水準の1番目「移動天文台車やアウトリーチ用の実験キット等を活用した移動科学館として・・・」がありますが、これは移動天文台車とアウトリーチ用の館用車の二台を用意すべきということでしょうか？	必ずしも用意する必要はないものと考えております。事業者として必要と判断するかどうかは、アウトリーチプログラムの実施計画においてご提案ください。
71	要求水準書(案)	開業事業に関する要求水準	44	Ⅲ	2	(2)	②					開業準備業務の要求水準に移動プラネタリウムの記載はありませんが、移動プラネタリウムは運営業務を開始してからの用意と考えて良いでしょうか？	移動プラネタリウムは開館準備業務時から必要な備品としますので、本回答にあわせて要求水準書(案)に当該記述を追記します。
72	要求水準書(案)	開業事業に関する要求水準	44	Ⅲ	2	(2)	②					平成27年度末の契約後に、アウトリーチ活動を行うための人材の確保・配置や機材・資材調達などを行う事となりますので、平成28年度早期からの開始とありますが、出来るだけ早く体制を整えられた時点からと考えると良いでしょうか？	ご理解のとおりです。 なお、アウトリーチ活動については早期開始が望ましいですが、調達までの代替措置も含め、開始までのスケジュールについて提案書への明記をお願いします。
73	要求水準書(案)	開業準備業務に関する要求水準 少年科学文化会館機能の補完業務	44	Ⅲ	2	(2)	②					移動天文車や実験キット等、仮契約が28年1月で4月から活動となると約2ヶ月間しかなく製作期間が極端に短いと思いますが、4月から間に合わない場合は、納期待ちの代替処置として活動する事は想定範囲内でしょうか？	No.72をご参照下さい。
74	要求水準書(案)	維持管理・運営業務の事前準備業務	44	Ⅲ	2	(3)	②					「従事者の雇用計画について、契約後速やかに提出する」となっていますが、現在の青少年科学館従事者一覧(雇用形態、資格、従事経験等)をご提示いただくことは可能でしょうか。	現在の少年科学文化会館については、市直営として市の職員等で構成されており、新しい科学館の参考にならないため、資料として公表することは考えておりません。
75	要求水準書(案)	維持管理業務に関する要求水準	46	Ⅳ	1	(3)						維持管理業務責任者の選任及び報告のタイミングは提案書提出時に行うのでしょうか？ ※後述の館長・運営業務総括責任者は、提案書にてとあります。	維持管理業務責任者及び履行体制については、資格条件等も含めて可能な限り事業者においてご提案ください。
76	要求水準書(案)	年度実施計画 業務計画の作成・提出	47	Ⅳ	1	(4)	②					実務提供内容及び実施方法の詳細とは、どの程度詳細なものでしょうか？初年度は竣工前になるので、具体的なことは難しいと思います。	事業者が実施する業務内容及び方法が判断できる内容としてください。
77	要求水準書(案)	内装等保守管理業務	48	Ⅳ	2	(1)	②	エ				利用者・不審者の故意または過失で生じた破損に関する緊急修繕業務の費用負担についてご教示ください。	事業者の負担となります。詳細は、後日公表する事業契約書(案)をご参照ください。
78	要求水準書(案)	Ⅳ維持管理業務に関する要求水準	52	Ⅳ	2	(4)	①					施設備品等保守管理について、現施設(少年科学文化会館)からの引き継ぎ備品は、全く無しと考えて良いでしょうか。もし有りの場合は、保管場所も含め保守管理の考え方を提示いただけますようお願いいたします。	少年科学文化会館からの引き継ぎ備品については、別紙によりリストアップします。少年科学文化会館閉館後の保管については、保管場所は市が指定しますので、その間の保守管理は市のリスクとします。なお、少年科学文化会館からの搬出入、新しい科学館への搬出入は事業者で行うこととし、その間に生じた廃棄物等は事業者の負担とします。また、その間のリスクも事業者でみていただくこととなります。
79	要求水準書(案)	維持管理業務に関する要求水準	52		2	(4)	①					業務対象は事業者が本施設に設置した備品全てとありますが、備品の定義(取得価格等)がありましたらお教え願います。	取得価格が1万円以上かつ、耐用年数が2年以上ものを備品とします。
80	要求水準書(案)	Ⅳ維持管理業務に関する要求水準	56	Ⅳ	2	(7)	④					団体バスの誘導に関わる警備員の対応は、建物本体との連携が必要となると考えてよいでしょうか。その場合の費用は、維持管理経費に含まれると考えて良いでしょうか。	建物本体と連携し、事業者の警備業務の一部として、事業者の負担により対応してください。なお、当該費用は、維持管理・運営業務に係る対価に計上すること差し支えありません。

要求水準書(案)に関する質問書に対する回答

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
81	要求水準書(案)	管理運営の基本方針 子どもたちの学びを促す高いコミュニケーション能力と専門性をもつスタッフの配置	57	V	1	(1)	①				”意欲の高い理科教員OB”とありますが、貴市教職員の再雇用幹旋など計画されているのでしょうか？	本市教職員の再雇用幹旋を希望される場合には、提案書に明記して下さい。必ずしもご希望に添えるかは分かりませんが、担当部署を通じて働きかけを行うことは可能です。なお、結果的に希望に添えなかった場合の代替措置については事業者によりご計画ください。
82	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準	57	V	1	(2)	①				休館日は、週1回以下…とありますが、機器の保守点検や番組の入替に関する設定がありません。休館日を設定しない期間を除き、保守点検や番組入替に必要な期間の休館日を別途設定すると考えて良いのでしょうか？	ご指摘のような状況が想定されますが、基本展示室の一部やプラネタリウム室などの部分的な休業により、全館休館しないような工夫をご提案ください。
83	要求水準書(案)	休館日及び開館時間	57	V	1	(2)	①				”週1日”とありますが、プラネタリウムや施設設備には数日間の休みを必要とする維持管理・保守業務があります。その場合は、”週1日”は原則と捉え事前に貴市と協議のうえ年間休日予定として確保することは可能でしょうか？	No.82をご参照下さい。
84	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準	57		1	(2)	①				休館日は週1回以下とありますが、機器類の点検、ドームシアターの番組入替等には連続した日数を要します。その場合は休館日とは別定義で設定するという解釈でよろしいでしょうか。	No.82をご参照下さい。
85	要求水準書(案)	開館時間 < 諸室による開館時間について >	58	V	1	(2)	②				講演会等スペースで”全日午前9時30分より午後10時”となっておりますが、講演会等の計画(予約)が無い場合は、事業者の判断で閉めて良いと考えて良いのでしょうか？	ご理解のとおりです。
86	要求水準書(案)	指定管理者制度(利用料金制)の導入	58	V	1	(3)	①				要求水準確保のため指定管理者制度の貴市の規則または慣例から逸脱する事項も予想されます。指定管理者制度の規則と本事業のPFI協定の事項が相反する場合は、どちらの規制を上位とするかご教示ください。貴市慣例で判断するのでは無く、指定管理者制度記述のある地方自治法とPFI法の解釈での比較を行ってほしいと考えています。	本施設の維持管理・運営については、指定管理者として行っていたこととなりますが、指定管理者に係る部分については、地方自治法及びこれに基づく条例・規則に基づき行うこととなります。また、ご指摘の相反する事象が生じることは想定しておりませんが、仮に相反する事象が生じた場合には、個別具体的に判断します。
87	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準	58	V	1	(3)	②			a	各利用料金の設定案の料金根拠を教えてください。または、利用料金の考え方についての参考資料をいつ公開いただけるのか教えてください。特別なイベント等に関する料金設定は、内容により、通常の料金設定とは別途に設定が可能と考えて良いのでしょうか？	利用料金は、本施設のランニングコストの一定割合を利用者負担とする考え方にに基づき、設定を行っています。また、参考資料「利用料金の考え方及び利用許可手続きについて」は、募集要項等の公表までに提示します。特別なイベント等に関する料金設定は、例えばドームシアターにおけるスペシャルプログラムの観賞等の自主事業に係る料金については、プログラムごとに適正な料金を事業者を設定していただくことを想定しています。
88	要求水準書(案)	入館料及びドームシアター(プラネタリウム)観覧料	58	V	1	(3)	②			a	本観覧料は、(案)となっていますが事例でしょうか？貴市の示す上限価格でしょうか？	事例ではありません。利用料金に関する事項は条例で定める必要があり、市議会で条例案が可決された後、正式な上限額となります。
89	要求水準書(案)	利用料金に関する項目	58	V	1	(3)	②			a	「利用料金の設定(案)」について、現在の科学館では中学生以下と65歳以上は無料などの設定があると認識しておりますが、これらの体系は考慮する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	市立小学校の一日学習の無料受入れ、市内の小中学生への年に1枚の無料券配付及び障がい者減免については、要求水準として必須事項ですが、これ以外の利用料金の減免等については、事業者からの提案によります。

要求水準書(案)に関する質問書に対する回答

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
90	要求水準書(案)	利用料金	58	V	1	(3)	②			a.	「年間フリーパス券を導入する際の上限額は、1回分入館料額(プラネ含む)×3回分の額」となっていますが、この条件を見直すことは可能でしょうか。	見直す予定はありません。
91	要求水準書(案)	利用料金	58	V	1	(3)	②			a.	「市内の小中学生向けに年1枚、無料券を配布する」となっていますが、この費用は貴市が負担するという理解で正しいでしょうか。また、無料券の配賦については、教育委員会や学校の協力が得られるという理解で正しいでしょうか。	前段については、サービス購入費に含まれます。後段については、市教育委員会及び学校が協力します。事業者において、児童・生徒数に応じた枚数を学校ごとに区分けて、市に持ち込んでいただくこととなります。
92	要求水準書(案)	利用料金の設定	58	V	(8)	②				a	「市内の小中学校向けに1枚、無料券を配布する」とありますが、無料券の制作、配布、使用実績に管理などは、事業者の業務範囲に含まれますか。	ご理解のとおりです。
93	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準	59		1	(3)	②			bcd	入場料有り無しとの区分設定がされていますが、入場料自体の設定は貸室利用者の提案に委ねるという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、公共施設としてふさわしい料金設定を求めます。
94	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準	59	V	1	(3)	②			c	午前・午後のセット料金は100円割引、午後・夜のセット料金は割引なし、終日セット料金は700円割引となっていますが、間違いはないでしょうか？	間違いありません。
95	要求水準書(案)	基本事項	59	V	1	(3)	②			c	講演会等スペース(貸室としての利用)については、入場料等の有無による利用料金(貸出料金)の違いはないと考えてよいか。	特別企画展示室及びドームシアターと同様に、入場料徴収の有無により、違いを設けることとし、入場料を徴収する場合は、利用料金を倍額徴収することとします。
96	要求水準書(案)	ドームシアター(プラネタリウム)使用料(貸室としての利用)	59	V	1	(3)	②			d	本シアターの利用は基本プラネタリウム機材または音響・照明機材の活用が必須と考えられますが、別途スタッフによるオペレーター(技術)料の徴収は可能と考えて宜しいのでしょうか？	差し支えありません。
97	要求水準書(案)	V運営業務に関する要求水準 1 基本事項	58	V	1	(3)	②			d	貸室利用について、「科学館主催事業を優先した上で利用の予定がない日に限り認める」とありますが、ドームシアターの貸室料金(案)では、一般利用のプラネタリウム観覧収入に比してかなり低いため、貸室には消極的になることが予想されます。この料金がどのような根拠で算定されたかご教示ください。	ドームシアターのランニングコストの一定割合を利用者負担とする考えに基づき、設定を行っています。なお、ドームシアターの貸室としての利用については、主に一般利用のプラネタリウム観覧が予定されていない夜間を想定しています。
98	要求水準書(案)	V運営業務に関する要求水準 1 基本事項	58	V	1	(3)	②				貸室利用について、当該施設の利用目的の範囲内において飲食を伴う懇親会等を含む利用は可能でしょうか？	可能と考えておりますが、公共の科学館施設としての目的を十分踏まえ、運用についてご提案ください。
99	要求水準書(案)	職種毎の配置条件について	59	V	1	(4)	①				名誉館長は市が人材を指定するとありますが、事業者側に何らかの費用負担が発生しますでしょうか。	現段階では名誉館長の選定も含めて検討を行っています。費用負担も含めて、募集要項等の公表までにお示しします。
100	要求水準書(案)	基本事項	59	V	1	(4)	①				名誉館長の決定・公表時期をご教示いただきたい。また、名誉館長に係る費用(人件費、交通費等)は、市の負担と考えてよいか。	回答No.99をご参照ください。
101	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準 運営体制	59	V	1	(4)	①				業務従事者の名誉館長について、貴市が貴市内在住の人材を指定すると言う事でしょうか？	回答No.99をご参照ください。
102	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準 運営体制	59	V	1	(4)	①				名誉館長は貴市より指定されるとのことでありますが、その場合の報酬は貴市から支払われると考えて宜しいでしょうか？	回答No.99をご参照ください。

要求水準書(案)に関する質問書に対する回答

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a			
103	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準 運営体制	59	V	1	(4)	①					名誉館長の業務内容と権限をご教示ください。	回答No.99をご参照ください。 なお、権限については、館職員の指導権限についてまでは想定しておりません。
104	要求水準書(案)	業務従事者の配置 (名誉館長)	59	V	(4)	①						職権ごとの配置条件等について、名誉館長は、福岡市より人材を指定となっておりますが、雇用契約は事業者が締結することになるのですか。仮に事業者が雇用契約を締結する場合、事業費に含まれると想定されますが、労働条件や賃金条件などは、事業者が提示する条件で契約することは可能ですか。	回答No.99をご参照ください。
105	要求水準書(案)	V運営業務に関する要求水準 1 基本事項	59	V	1	(4)	①					職種ごとの配置条件について、 ①名誉館長は市より人材を指定とありますが、謝金等発生致しますでしょうか？。また、名誉館長室等、お部屋を用意する必要がありますでしょうか？ ②館長が運営業務総括責任者を兼務しない場合、館長はSPCの職員でなくてもよろしいでしょうか？	①については、No.99をご参照ください。また、名誉館長室の必要性までは考えておりません。 ②については、雇用形態等は事業者の提案に委ねます。
106	要求水準書(案)	基本事項	59	V	1	(4)	①					職種毎の配置条件について、館長以下、同種の勤務経験を有する者という条件が記載されているが、配置するスタッフ全員が、条件を満たす必要があるのか。	「職種毎の配置条件について」の表は、要求水準書(案)に記載のとおり、リーダー格の条件となっており、それ以外のスタッフについては事業者の提案に委ねます。
107	要求水準書(案)	業務従事者の配置	60	V	(4)	①						大型集客施設で、同種の勤務経験を有する者と記載がありますが、具体的な資格要件(施設名、経験年数、業務名等)をご提示ください。	事業者の提案に委ねますが、提案書において選定基準をお示しください。なお、要求水準書(案)に関する意見書に対する回答No.29もご参照ください。
108	要求水準書(案)	V運営業務に関する要求水準 1 基本事項	59	V	1	(4)	①					業務従事者の配置における<職種毎の配置条件について>の表中に記載のあるスタッフについて、業務の柔軟性や効率性の観点から、単独分野の専任ではなく、複数分野のスタッフを兼務するような配置も検討して差し支えないでしょうか？	差し支えないこととしますが、提案書において要求水準に求める市の意図に合致することをお示しください。
109	要求水準書(案)	業務従事者の配置 (教育普及事業スタッフ)	60	V	(4)	①						教育普及事業スタッフについて、学芸員の資格は、全員が取得する必要なく、リーダー格のスタッフが取得すれば良いと考えればよろしいですか。	回答No.106をご参照ください。
110	要求水準書(案)	業務従事者の配置 (教育普及事業スタッフ)	60	V	(4)	①						教育普及事業スタッフのインタプリターの技能を保有する者について、どのような資格、経験をもって、技能を有すると判断されるのか、ご提示ください。	事業者の提案に委ねますが、提案書において選定基準をお示しください。
111	要求水準書(案)	基本事項	60	V	1	(4)	①					インタプリターについては、多言語に対応できるのが望ましく、基本展示室内において、必ず1名以上、英語、中国語または韓国語についてそれぞれ対応できる人材を配置できるようにすることとあるが、基本展示室内に常時、英語、中国語、韓国語に対応できるスタッフをそれぞれ1名以上配置するということか。	1名が複数言語に対応できる場合でも構いません。また、配置する時間帯等の具体的な運用方法は、事業者の提案に委ねます。
112	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準 運営体制	60	V	1	(4)	①					教育普及事業スタッフは、”必ず1名以上、英語、中国語または韓国語についてそれぞれ対応できる人材を配置できるようにすること”とありますが、常に英語ができる人材と中国語または韓国語ができる人材を配置しなければならないのでしょうか？	回答No.111をご参照下さい。

要求水準書(案)に関する質問書に対する回答

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
113	要求水準書(案)	業務従事者の配置 (地域等連携スタッフ)	60	V	(4)	①					科学に関する知識を有する者、こどもによる企画促進やボランティア養成などの専門的スキルや知識・経験を有する者、科学館で施設で同種の経験を有する者の具体的な資格要件(施設名、経験年数、業務名等)をご提示ください。	事業者の提案に委ねますが、提案書において選定基準をお示ください。
114	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準 運営体制	60	V	1	(4)	①				学校教員OBで、学校関係者とのネットワークを保持する者の配置は必須でしょうか？	必須とします。
115	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準	60		1	(4)	①				事務・施設管理スタッフの条件として、5年以上の同種の勤務勤務を有するとありますが、対象スタッフ全員が同条件を有することが必須でしょうか？	回答No.106をご参照ください。
116	要求水準書(案)	館長	60	V	1	(4)	②	ア			「イ 運営業務総括責任者」との関係については、いずれの条件等を満たすことが可能な場合は兼任も可能とする」となっていますが、「いずれの条件等」とは、どのような条件でしょうか。	館長及び運営業務総括責任者の各条件を示します。
117	要求水準書(案)	基本事項	61	V	1	(4)	②	イ			運営業務総括責任者について、SPC又は運営業務を担う企業が直接雇用する正社員を配置することとあるが、正社員の定義・要件等をご教示いただきたい。	正社員とは、SPC又は運営業務を担う企業が直接雇用する従業員のうち、雇用契約上で雇用期間等の特別の取り決めなく雇用された社員とします。
118	要求水準書(案)	その他担当者	61	V	1	(4)	②	ウ			その他担当者については、運営業務統括責任者とは異なり正社員でなくともよいとの理解で正しいでしょうか。	差し支えありませんが、ノウハウの蓄積等の観点も踏まえて配置をご提案ください。
119	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準 業務計画の作成・提出	61	V	1	(5)	①				初年度の基本計画も6ヶ月前に提出するのでしょうか？ 設備が竣工していない、人材が確定していないなどの諸問題があると思います。	その時点での計画について提出していただくこととなります。可能な限りその時点までに計画内容をご検討ください。
120	要求水準書(案)	業務報告書の作成・提出	61	V	1	(6)					「日報、月報、四半期報及び年度総括表を業務報告書として作成し、月に定期的に提出すること」となっていますが、定期的とはどの程度の頻度を想定されていますでしょうか。	各月末、各四半期末、各年度末の提出を予定しています。 モニタリングや報告書の提出方法については、後日公表する事業契約書(案)をご参照ください。
121	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準 マニュアル等の作成・提出	62	V	1	(7)					操作マニュアルの貴市への提出はどの程度のものでしょうか？ご教示ください。	担当者の交代や事業期間終了による事業者の交代等を鑑みて、不慣れな人でも操作できるレベルでのマニュアルを求めます。
122	要求水準書(案)	V運営業務に関する要求水準 2 基幹業務に関する要求事項	63	V	2	(1)	①	イ		b	「展示毎に展示内容を紹介するリーフレットを制作すること」とありますが、ここで言う展示毎とは「展示アイテムごと」のことでしょうか？それとも展示テーマ毎でしょうか？また、そのリーフレットの対象者はどのレベル(小学生低学年・高学年・大人向等を想定していらっしゃいますか？	展示更新の頻度等があることから、事業者の提案に委ねます。対象者は、主に小学校低学年でも理解できるレベルを想定しています。
123	要求水準書(案)	展示の更新	63	V	2	(1)	①	イ		d	更新計画については必ず市の承認を得るとありますが、書面による承認との理解で宜しいでしょうか(次項企画展示の実施計画についての承認についても同様です)。	ご理解のとおりです。
124	要求水準書(案)	基幹業務に関する要求水準	63	V	2	(1)	①	イ		d	運営期間を通じて全体の7割程度が更新されているようにするとあるが、全体の7割程度というのは、展示装置の7割程度という意味か。	ご理解のとおりです。
125	要求水準書(案)	基幹業務に関する要求水準	63	V	2	(1)	①	d			「運営期間を通じて全体の7割程度が更新されているようにする」とありますが、「人気の展示物を除く」7割でしょうか？それとも全展示の7割でしょうか？	全展示の7割となります。

要求水準書(案)に関する質問書に対する回答

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
126	要求水準書(案)	基幹業務に関する要求水準 展示の更新	63	V	2	(1)		イ		d	デジタル展示の半年毎の更新は、初年度もおこなうのでしょうか？またその様な小規模且つ半年ごとの更新をその1年前に貴市に承認を得る必要があるのでしょうか？	前段についてはご理解のとおりです。後段については、基本的には更新工事を伴うものについて、着手予定の一年前までに提出してください。
127	要求水準書(案)	基幹業務に関する要求水準	63	V	2	(1)	①	ウ			科学館連携ネットワーク等との連携方法については、事業者の提案によるものとあるが、科学館連携ネットワークについては、市が組織するものか、それとも、開館準備期間・開館後に事業者が組織するものか。市が組織する場合、いつ設置され、メンバー等はいつ公表されるのか。	事業契約締結後に事業者が組織するものとしてご提案ください。
128	要求水準書(案)	企画展示	64	V	2	(1)	②				自主企画に係る費用は、市からのサービス対価の対象という理解で正しいでしょうか。	自主事業に係る費用は、サービス対価の対象外です。
129	要求水準書(案)	基幹業務に関する要求水準	64	V	2	(1)	⑤	イ		b	大規模企画展と中型企画展の違いをご教示いただきたい。また、大規模展については、巡回型であることが必須となるのか。	ご指摘のとおり巡回型が必須ではありませんので、要求水準書を修正します。規模については、全国の巡回型企画展を踏まえてご判断の上、提案ください。
130	要求水準書(案)	ドームシアター(プラネタリウム) 事業に関する業務 基本的な考え方	65	V	2	(2)	①				ドームシアターの基本方針では生解説が1番に挙げられています。すなわち「星空解説ではない」生解説をおこなうという解釈で良いのでしょうか？	学習投影や幼保投影など、生解説の良さが十分に発揮できることが想定されます。その他、一般投影における番組についても、生解説の方が良いものと、事前収録したナレーションが良いものなどと、性格があるものと考えます。番組方針としてより良いと考えられるご提案を期待します。なお、一部要求水準書の当該部分について修正していますので、ご参照ください。
131	要求水準書(案)	ドームシアター(プラネタリウム) 事業に関する業務 基本的な考え方	65	V	2	(2)	①				夜間プログラムとしてのコンサート・演劇や、デジタルアートやサイエンスショーなど、と記載されていますが、夜間限定なのでしょうか？昼間に実施することを計画しても良いのでしょうか？	昼間での実施の計画についても可能です。提案ならびに事業計画書等により明確にしてください。
132	要求水準書(案)	ドームシアター(プラネタリウム) 事業に関する業務 学習投影	66	V	2	(2)	②	ア		a	実施にあたっては、各学校の要望を開き、となっていますが、学校の要望を集約する場合、貴市がご協力いただけると考えて宜しいのでしょうか？	ご理解のとおりです。
133	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準	66	V	2	(2)	②	ア		a	学校でも使用できるコンテンツの提供や教材の制作とありますが、参考例としてどのようなものをお考えか教えて下さい。	授業の補完としての番組の貸し出しや、番組と連動して投影後も利用可能な教材等が考えられます。
134	要求水準書(案)	ドームシアター(プラネタリウム) 事業に関する業務 学習投影	66	V	2	(2)	②	ア		a	学習投影においての学校で利用できるコンテンツの提供や教材の制作について、本事業費として学校に無償対応(提供)するものと考えてるべきでしょうか？ もしくは、必要に応じ学校予算で対応(提供)するものかご教示ください。	無償対応するものとしてご提案ください。
135	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準	67	V	2	(2)	②	ウ			日～木曜は一日に5回以上、金・土曜は一日に7回以上上映するとありますが、曜日と回数の調整は可能でしょうか？	要求水準を下回らない範囲において可能です。
136	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準	67	V	2	(2)	②	ウ			表に記載の「自主制作番組(生解説付き)」の()内は、一般投影用と考えて良いのでしょうか？	ご理解のとおりです。要求水準書を修正しますので、ご参照ください。
137	要求水準書(案)	ドームシアター(プラネタリウム) 事業に関する業務 投影頻度及び作成プログラム	67	V	2	(2)	②	ウ			四半期に一度、自主制作番組1番組以上とありますが、他館への配給(販売もしくは提供)を考慮しても良いのでしょうか？	差し支えありませんが、全国配信番組との差別化が図ることが可能であり、なおかつ、本科学館制作であることを明確にできるようにしてください。

要求水準書(案)に関する質問書に対する回答

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
138	要求水準書(案)	ドームシアター(プラネタリウム)事業に関する業務	67	V	2	(2)	②	ウ			「少なくとも四半期に一度、全国配信番組を1番組更新」となっていますが、当該配信に係る配信先、配信方法についてご教示ください。	既に全国配信されている番組、または本科学館を最初として今後全国配信する番組(こけら落とし)を投影するというご理解ください。
139	要求水準書(案)	V運営業務に関する要求水準 2 基幹業務に関する要求事項	67	V	2	(2)	②	ウ			投影頻度及び作成プログラムの項目2番目「少なくとも四半期に一度、全国配信番組を1番組以上制作……」とありますが、全国配信番組には子ども向けと大人向けの2種類あり、最低子ども・大人合わせて「1番組以上」という考え方でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
140	要求水準書(案)	V運営業務に関する要求水準 2 基幹業務に関する要求事項	67	V	2	(2)	④				特記事項として「エンターテインメント系の解説もできる人材を確保すること」とありますが、この場合の「エンターテインメント系」とはどのようなことを指しているのでしょうか？ご教示ください。	科学的な専門的な解説だけでなく、笑い・ユーモアや分かりやすい例え話などを交えて、大人から子供まで楽しめ、また分かりやすい解説ができる人材を指します。
141	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準	67	V	2	(2)	④				エンターテインメント系の解説もできる人材を確保とありますが、参考例としてどのような人材をお考えでしょうか？	No.140をご参照ください。
142	要求水準書(案)	基幹業務に関する要求水準	68	V	2	(3)	①	イ		b	ワークショップは、基本展示室内に2ヶ所以上設置し、1カ所は実験ショーを行う場所とするところが、この実験ショーというのは、「ア サイエンスショー」と別のものという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
143	要求水準書(案)	基幹業務に関する要求水準	69	V	2	(3)	①	イ		b	ワークショップについては、原理・法則、生活、未来、創造性の展示テーマに留意しながら一日に3プログラム以上のメニューを実施するところが、これは、実験ショーの内容のことを意味するのか。	ご理解のとおりです。
144	要求水準書(案)	基幹業務に関する要求水準	69	V	2	(3)	①	イ		b	もう1カ所については常時実施型のワークショップをイメージするところが、常時実施型のワークショップとは、具体的にどのようなものか。	スタッフが常駐し、来場者はいつでもスタッフとのコミュニケーションのもと、工作等の活動が行えることを考えています。
145	要求水準書(案) および参考図 7階平面図(案)	V運営業務に関する要求水準	69	V	2	(3)	②	ア		b	天体観望会について、屋上を使用するものと思われませんが、視界(特に月惑星を観るため東西南方向の高度20°以上)など観望できる環境が整っているか確認させていただけますでしょうか。	天体観望会を想定している複合ビルの屋上では、方角によって東西南方向の高度20°以上の視界は確保できておりませんので、天体観望会は可能な範囲でご提案ください。
146	要求水準書(案)	体験学習プログラム・イベント等	70	V	2	(3)	②	ア		c.	「実費負担の原則を踏まえつつ、必要額の徴収を認める」となっていますが、実施負担の原則に基づき価格を設定し、これを徴収して良いとの理解で正しいでしょうか。また、現在の少年科学文化会館における事例がありましたら、ご教示ください。	ご理解のとおりです。 少年科学文化会館の事例については、少年科学文化会館のHPに会館だよりに掲載していますので、ご参照下さい。 http://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/shobun/shisetsu/syounennkagakubunnkakaikanhomepage/kaikandayoripdf_2_2.html
147	要求水準書(案)	基幹業務に関する要求水準	70	V	2	(3)	②	イ			クラブ活動と科学体験教室等との違いについてご教示ください。	クラブ活動は基本的に年間を通じて活動をするものと考えておりますので、要求水準書にその旨を追記します。科学体験教室は1回ものや複数回ものなどを考えております。
148	要求水準書(案)	クラブ活動	71	V	2	(3)	②	イ		b	「実費負担の原則を踏まえつつ、必要額の徴収を認める」となっていますが、実費負担の原則に基づき価格を設定し、これを徴収して良いとの理解で正しいでしょうか。また、現在の少年科学文化会館における事例がありましたら、ご教示ください。	ご理解のとおりです。 また、少年科学文化会館における平成27年度クラブ活動の利用者負担額は損害保険料800円を含め年間800～4,800円、平均2,290円です。
149	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準	71	V	2	(3)	②	ウ		c	「ウ もの作り体験」の料金の徴収については、「ア 体験学習プログラム・イベント等」・「イ クラブ活動」に記載されている考え方に準ずるという理解でよろしいでしょうか？	ものづくり体験のスペースである「オープンラボ」については無料で利用できるスペースが基本ですが、時間を制限して、もしくは一部の場所を制限して体験学習プログラムを開催することは可能と考えますので、その際にご指摘のとおりのご考え方となります。

要求水準書(案)に関する質問書に対する回答

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a			
150	要求水準書(案)	その他教育普及事業に関する業務 学校向け学習プログラム要求水準	72	V	2	(3)	③	ア			b	小学校3年生を対象とありますが、小学校の学習指導要領では天文分野は現行4年生です。プラネタリウムの学習利用とは別に3年生の展示学習があると考えて宜しいでしょうか？	本市においては、社会体験学習の一環として、少年科学文化会館に限らず、学校で施設を選んで体験活動等を行う一日体験学習を小学校3年生を対象に行っており、そこで現状では多くの学校が少年科学文化会館を選んでいる状況です。少年科学文化会館では、一日体験学習プログラム受入用のプログラムとして、プラネタリウム、展示、体験学習を組み合わせています。提案にあたっては、その経緯を踏まえてプログラムをご用意ください。
151	要求水準書(案)	学校向け学習プログラム	72	V	2	(3)	③	ア			b	「市外、私立学校を含め、開催要請に可能な限り対応可能な体制を整えること」となっていますが、市外学校の開催要請にも応じるという理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	要求水準書(案)	V運営業務に関する要求水準 2 基幹業務に関する要求事項	72	V	2	(3)	③	イ	-		b	出前授業について、「体制としては、移動天文車と移動プラネタリウムが同時に運営できるだけの体制を確保する」とありますが、これは、同一会場で両方を開催するというのでしょうか？それとも2つの異なる会場で同時に行うこともできるようにする、ということでしょうか？この場合、移動天文車を2台整備する必要があるということでしょうか？	同一会場で両方を開催することとご理解いただいて構いません。
153	要求水準書(案)	基幹業務に関する要求水準	72	V	2	(3)	③	イ			b	学校授業時間中の出前授業については月2回程度、授業時間外のアウトリーチ活動については月2回程度とありますが、市内の学校・教員等の意向や実際の需要・受入体制等については、市で調査・把握されているか。	意向や需要の調査を行ったものではありませんが、本市教育委員会において自然科学や環境教育などの専門家による「科学わくわく教室」事業として出前授業を実施しており、学校からの申込は多く来ている状況にあります。
154	要求水準書(案)	その他教育普及事業に関する業務 出前事業等	72	V	2	(3)	③	イ			c	教室の規格に合わせた実験ツールとは、事例としてどのようなものになるでしょうか？	教室内で実施できる実験として提案してください。なお、特殊な排水や換気設備が無くても対応できる実験を考慮してください。
155	要求水準書(案)	V運営業務に関する要求水準 2 基幹業務に関する要求事項	72	V	2	(3)	③	イ	-		c	「移動天文車や移動プラネタリウムを活用して天体学習を実施するなど」とありますが、移動天文車はどの程度仕様・装備を想定されていますか。移動プラネタリウムも装備されることを想定されているのでしょうか？参考事例がございましたらご教示ください。	No.67をご参照ください。
156	要求水準書(案)	出前授業	72	V	2	(3)	③	イ			c.	「移動天文車や移動プラネタリウムを活用」となっていますが、これらは、どの程度の仕様をお考えでしょうか。	No.67をご参照ください。
157	要求水準書(案)	出前授業	72	V	2	(3)	③	イ			c.	「移動天文車や移動プラネタリウムを活用」となっていますが、これらの購入、運営・維持管理費用は、貴市からのサービス対価の一部として支払われるという理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	要求水準書(案)	その他教育普及事業に関する業務 学校教員との連携	73	V	2	(3)	③	ウ				学校連携の連携部署は、どちらの部署(団体)になるでしょうか？連携のための貴市での取りまとめはご協力いただけるのでしょうか？	一次的には、本事業の担当部署である「こども未来局こども部青少年施設検討担当」で対応します。必要に応じて担当部署と連携をとります。
159	要求水準書(案)	アウトリーチ活動	73	V	2	(3)	④	ウ				「病院(院内学級)や福祉施設等に出向き」となっていますが、福岡市において科学の楽しさを伝える対象となり得る病院(院内学級)や福祉施設等とは、具体的にどのような施設を指しているのでしょうか。	福岡市立こども病院や児童相談所などが考えられます。
160	要求水準書(案)	アウトリーチ滑動	73	V	2	(3)	④	ウ				【展開例】の「アウトリーチ専用車両」とは、どのような車両を指しているのでしょうか。	No.67をご参照ください。

要求水準書(案)に関する質問書に対する回答

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a			
161	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準	74	II	3	(2)	②					ライブラリー活動について、図書の選定及び蔵書数については全て事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか？ また市の持込備品に該当するものがございましたら、数量等をご教示ください。	回答No.20をご参照ください。 なお、蔵書数については3万冊程度、開架冊数等については1万冊を想定しています。
162	要求水準書(案)	その他教育普及事業に関する業務 ライブラリー活動	74	V	2	(3)	⑤					開館時の書籍の調達は貴市で行っていただけるのでしょうか？	No.161をご参照ください。
163	要求水準書(案)	その他教育普及事業に関する業務 ライブラリー活動	74	V	2	(3)	⑤					少年科学文化会館や他の施設から持ち込まれる書籍について、分類管理、また劣化や責めの判断などが難しいと思います。この場合は貴市のリスクと考えるとよろしいでしょうか？	少年科学文化会館所蔵図書で新しい科学館に持ち込む図書については中古本であり、劣化や責めはあるかと思いますが、開架するかどうかも含めて取り扱いについては事業者で判断してください。
164	要求水準書(案)	科学館ファンクラブ	75	V	2	(4)	②	ア				「ポイントカード会員制度を設け、ポイントは基本展示入場チケットなどの特典と交換ができる」となっていますが、年会費では不足する部分(カード発行、運営費用を含む)は貴市が負担するという理解で正しいでしょうか。	本市が負担するサービス購入費の範囲内において実施してください。
165	要求水準書(案)	運営業務	75	V	4	(4)	②	ア		b		ポイントカード会員制度向けのシステム構築については、予算規模によって、システムの内容・スペックが大幅に異なるため、想定予算をご教示いただきたい。もしくは、より詳細な要求水準・スペックを提示いただきたい。	より詳細な要求水準の提示に向けて検討中です。
166	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準	75		2	(4)	②	ア				ファンクラブ制度、ポイントカード会員制度は別々のもののでしょうか？ もしくはファンクラブ会員は必ずポイントカード会員になるということでしょうか？	基本的には別々のものと考えています。
167	要求水準書(案)	V運営業務に関する要求水準 2 基幹業務に関する要求事項	76	V	2	(4)	②	ア		c		ポイント会員制度に関して、「将来的な市施設とのポイント連携にも配慮したシステムとする」とあるが、現在他の施設でポイントシステムを導入・連携されている事例があれば教えてください。また、ない場合には、参考にさせている仕組みの事例があれば、ご教示ください。	本市におけるポイント連携については、現在は具体的事例はありません。ポイント会員の制度については他の科学館でも実施しており、参考にしているところですが、本市としてもより詳細な要求水準が示せるよう、現在検討中です。
168	要求水準書(案)	レポート利用に向けた取組	77	V	2	(4)	②	イ		c		リピートに向けた取組として、商店街で利用できる各種割引サービス等の想定を頂いておりますが、この場合割引相当部分の経済的負担について市からの補助等をご検討でしょうか。	本市が負担するサービス購入費の範囲内において実施してください。
169	要求水準書(案)	ボランティア養成	78	V	2	(5)	②	イ				ボランティア保険について、保障内容について市での想定はありますでしょうか。	社会福祉法人全国社会福祉協議会のボランティア活動保険や、財団法人スポーツ安全協会の子どもプラン補償制度と同程度の内容を想定していますが、具体的な内容は事業者の提案に委ねます。
170	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準	79	V	2	(4)	③	ウ				「科学館をバックアップするネットワーク＝科学館連携ネットワークについて、上記のような施設・機関との構築を予定しており」とありますが、「科学館連携ネットワークの構築」については、市側で行うだけでなく、事業者側の提案も活かされる(評価される)という理解でよろしいでしょうか？	事業者側での構築を考えておりますので、より良い提案をお願いします。
171	要求水準書(案)	データベース構築	80	V	2	(6)	②	ア				「資料管理データベースを構築する」となっていますが、既存の資料管理データベースはあるのでしょうか。また、過去のデータを資料管理データベースに取り込む必要はあるのでしょうか。	既存のデータベースはなく、参考資料のリストを掲載した備品台帳のみとなります。このため、引き継いだ備品については新たにデータベースを作成していただく必要があります。

要求水準書(案)に関する質問書に対する回答

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
172	要求水準書(案)	V運営業務に関する要求水準 2 基幹業務に関する要求事項	80	V	2	(6)	②	イ	-	-	「資料収集は…新しい資料標本を基本的に対象とする」とありますが、出前事業(P72)では現在の少年科学文化会館の所有する標本の活用を、と、それは収集資料となるのでしょうか？また、その他市及び他施設の所蔵する既存の標本等で、この度移管されるものがありましたら、それらについて詳しくお教えてください。	少年科学文化会館の所有する標本等の活用については収集資料となります。また、移管するものについては「参考資料●：市が設置する什器備品リスト」及び「参考資料●：ロボスクエア移管業務について」を今後公表しますので、ご参照ください。
173	要求水準書(案)	資料の収集・保管、データベースの構築	80	V	2	(6)	②	ウ			「本業務のために学芸員や学術研究者などの配置を要求するものではない」とは、貴市は本件に係る費用を負担しないという意味でしょうか。	本業務について、学芸員や学術研究者などの資格要件等を要しないという意味です。
174	要求水準書(案)	基幹業務に関する要求水準	81	V	2	(7)	②	ア			講演会等スペースが空いている時間中は、常時1名以上の要員を配置するとありますが、このとき当該要員は他の業務を行わない専属の要員になりますか？	当該要員は、必ずしも専属要員とする必要はありません。
175	要求水準書(案)	講演会等スペース運営業務 利用受付関連業務	82	V	2	(7)	③	ア	a	i	初年度から申し込みは利用日の12ヶ月前にから受付を行うのでしょうか？	ご理解のとおりです。
176	要求水準書(案)	講演会等スペース運営業務 利用受付関連業務	83	V	2	(7)	③	ア	c	ii	”必ず舞台技術者が自ら実施する”とありますが、この場合技術料を徴収して良いということでしょうか？	貸室としての利用料金の中でお考えください。
177	要求水準書(案)	基幹業務に関する要求水準	85	V	2	(8)					企業出展ブースの出展企業から整備費や更新費を寄附される場合、この費用は「市からのサービス対価」「利用者から得る収入」以外の収入として捉えるべきでしょうか？	ご理解のとおりです。
178	要求水準書(案)	その他管理業務に関する要求水準	85	V	3	(1)	①	イ			英語、中国語、韓国語に対応できる人材をそれぞれ1名以上配置できるようにすることとあるが、常時、英語、中国語、韓国語に対応できる人材をそれぞれ1名以上配置するということか。	回答No.111をご参照下さい。
179	要求水準書(案)	その他の管理業務に関する要求水準 利用者対応業務	85	V	3	(1)	①	イ			英語、中国語、韓国語に対応できる人材について1名以上とありますが、開館時間及び労働基準法を考慮すると、相当な人員を確保しなければならぬと考えます。必須の場合、IT・通信などを利用した遠隔案内や一部レシーバー、放送設備などでまかなう事は可能でしょうか？	回答No.111をご参照下さい。
180	要求水準書(案)	案内・誘導業務	85	V	3	(1)	①	イ			「英語、中国語、韓国語に対応できる人材をそれぞれ1名以上配置」となっていますが、2ヶ国語対応可能な場合は、1名がこれを兼ねることは可能でしょうか。	回答No.111をご参照下さい。
181	要求水準書(案)	その他管理業務に関する要求水準	86	V	3	(1)	②	イ			英語、中国語、韓国語に対応できる人材をそれぞれ1名以上配置できるようにすることとあるが、①の案内・誘導業務を行うスタッフとは別途、窓口業務に対応するスタッフとして、常時、英語、中国語、韓国語に対応できる人材をそれぞれ1名以上配置するということか。	回答No.111をご参照下さい。
182	要求水準書(案)	その他管理業務に関する要求水準	86	V	3	(1)	②	イ			教育普及事業スタッフ(60頁)、案内・誘導業務スタッフ、窓口業務スタッフ各々について、英語、中国語、韓国語に対応できる人材をそれぞれ1名以上配置する必要があるのか。兼務して配置することも可能か。	回答No.111をご参照下さい。

要求水準書(案)に関する質問書に対する回答

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a			
183	要求水準書(案)	その他の管理業務に関する要求水準 利用者対応業務	86	V	3	(1)	②	イ				英語、中国語、韓国語に対応できる人材について1名以上とありますが、開館時間及び労働基準法を考慮すると、相当な人員を確保しなければならぬと考えます。必須の場合、IT・通信などを利用した遠隔案内や一部レシーバー、放送設備などでまかなう事は可能でしょうか？	回答No.111をご参照下さい。
184	要求水準書(案)	その他の管理業務に関する要求水準 関係機関等との協議・調整業務	87	V	3	(4)						科学館運営連絡協議会委員は市が委嘱すると解釈してよいのでしょうか？	ご理解のとおりです。
185	要求水準書(案)	その他管理業務に関する要求水準	87	V	3	(3)		ウ				事業評価委員会は市が設置するとあるが、事業評価委員会の開催・運営に伴う費用(委員日当・謝礼、交通費等)は、市の負担と考えてよいのか。	ご理解のとおりです。
186	要求水準書(案)	その他の管理業務に関する要求水準 事業改善業務	87	V	3	(3)		ウ				評価結果を公表するのは、貴市でしょうか？事業者が自ら行うのでしょうか？	市が行います。
187	要求水準書(案)	自主事業に関する要求水準	88	V	4							「収支は事業ごとに計算すること」とありますが、事業ごととは何を指すのでしょうか。「①体験学習」「②クラブ活動」「③地域交流」「④科学館ファンクラブ」「⑤ミュージアムショップ運営業務」「⑥自動販売機の設置管理」のように①～⑥の業務ごとに別々に収支が必要との意味でしょうか。	ご指摘の業務ごとの区分とします。なお、一部要求水準書を修正しておりますのでご参照ください。
188	要求水準書(案)	自主事業に関する要求水準	88	V	4							P58 V1③①に指定管理者制度(利用料金制度)とあります。利用料金制度では、施設利用収入を、指定管理の収入にできる制度であり、原則、その収入で管理経費を賄うとの理解です。自主事業の業務が、利用料金制度の対象となり、それ以外の業務に関しては、市からのサービス対価で運営するとの理解で宜しいでしょうか。	利用料金制度とは、条例で定めることにより、公の施設の利用対価を指定管理者が直接収受することができる仕組みであり、自主事業の業務とそれ以外の業務の区分とは、直接の関係性はありませぬ。本事業は、市からのサービス購入料収入と利用料金収入により運営していただくことになります。費用と収入区分の関係は、後日公表する事業契約書(案)をご参照ください。
189	要求水準書(案)	V運営業務に関する要求水準 2 基幹業務に関する要求事項	88	V	4	(1)						必須の自主事業について、「ものづくり体験」が含まれていないのはなぜでしょうか？(3Dプリンタ等消耗品の実費に係るため、問題なければ自主事業としたい)	No.149をご参照ください。
190	要求水準書(案)	自主事業に関する要求水準 ミュージアムショップ運営業務 事業内容	88	V	4	(1)	⑤	ア				飲食の提供は可能でしょうか？	可能です。
191	要求水準書(案)	自主事業に関する要求水準	88	V	4	(1)	⑤	イ				ミュージアムショップは独立採算とあるが、ミュージアムショップについては、初期整備費用についても事業者負担となるのか。	ご理解のとおりです。
192	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準	88		4	(1)	⑤	イ				ミュージアムショップは独立採算とするとありますが、外部委託(テナント等)を採用しない場合、業務に従事する人件費も独立採算の対象になるのでしょうか。業務の一部を事業者が担う場合も想定されますが、その場合も従事時間等を基に独立採算対象を算出するのでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(案)に関する質問書に対する回答

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a			
193	要求水準書(案)	ミュージアムショップ運営事業	89	V	4	(1)	⑤					ミュージアムショップの光熱水費は「(2)任意の自主事業」に準じ、事業者負担との記載となりますが、賃料に関する規定がありません。ミュージアムショップの設置部分の賃料は必要ではないとの理解で宜しいでしょうか。必要な場合は、賃料の基準についてご提示ください。	ミュージアムショップの設置について、賃料は不要です。
194	要求水準書(案)	自動販売機の設置管理	89	V	4	(1)	⑥	イ				「提供する商品は、良質かつ低廉なもの」となっていますが、通常、販売されているもので良いという理解で正しいでしょうか。	通常販売されているもの、オリジナルのものを含めてご提案ください。
195	要求水準書(案)	自動販売機の設置管理	89	V	4	(1)	⑥	イ				自動販売機の設置・管理の光熱水費は「(2)任意の自主事業」に準じ、事業者負担との記載となりますが、賃料に関する規定がありません。自動販売機の設置部分の賃料は必要ないとの理解で宜しいでしょうか。必要な場合は、賃料の基準についてご提示ください。	自動販売機の設置について、専有部においては、賃料は不要です。
196	要求水準書(案)	任意の自主事業	89	V	4	(2)	①					「料金の設定は事業者の提案に委ねるが、設定にあたっては、本施設が公の施設であることに配慮すること」となっていますが、どのような意味でしょうか。	利用者が利用しやすい料金設定、過大な利益を上げないような料金設定という意味です。
197	要求水準書(案)	任意の自主事業	89	V	4	(2)	①					「自主事業の実施に伴う料金は、事業者が徴収するものとする。但し、料金を徴収する場合は、費用を負担して実施すること」とあります。例えば、料金を徴収しないイベント等に関しては、かかる費用は市からのサービス対価として受領可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
198	要求水準書(案)	自主事業に関する要求水準 任意の自主事業	89	V	4	(2)						特定の団体等にのみ利用できる又は参加できるものは認めない、とありますが、国が勧める「ユニークベニュー」を実施できる施設にはあたらないのでしょうか？この場合は特定の団体との協働利用が条件になります。	現時点で想定はありませんが、具体的なご提案がある場合は、協議の上で実施可能性を検討することは可能です。
199	要求水準書(案)	任意の自主事業	89	V	4	(2)						来館者が長時間滞在する施設であることから、自動販売機による飲料のみの提供では不十分と思われる。軽食を提供できる施設の設置は可能でしょうか。	可能です。
200	要求水準書(案)	自主事業に関する要求水準 光熱水費の負担	90	V	4	(2)	②					本施設は小メーターの設置が不可能な設備が多いと思いますが、多くの場合、面積換算による事業者の負担となるのでしょうか？	自主事業の事業ごとの収支が管理できるように、適切な方法をご提案ください。なお、科学館全体の光熱水費は、建物本体工事にて子メーターを設置します。
201	要求水準書(案)	運営業務に関する要求水準	90	V	4	(2)	②					「自主事業の実施に係る光熱水費は事業者の負担とする。」とありますが、事業者が負担する光熱水費の範囲は、「任意の自主事業」に関するものに限定されるという理解でよろしいでしょうか？	必須の自主事業も含まれます。要求水準書を修正します。
202	要求水準書(案)	外部資金の積極的な活用	90	V	4	(3)						寄付等の外部資金活用について記載がありますが、この場合の経理処理はSPCの収入となるのでしょうか。また、予め提案書において外部資金の活用についての計画を織り込む必要があるのでしょうか(外部資金を事業計画の一部として織り込むことには収入の不安定要素になるかと思料します)。仮にSPCの収入となつた場合、使途に制限がありますでしょうか。	前段、後段ともに、使途の制限も含めて、事業収支計画の安定性に配慮した上でご提案ください。 なお、事業収支計画の安定性は提案審査の対象となります。
203	説明会時配布資料 各階平面図											各階平面図には、要求水準書の諸室計画に示されている展示準備室、キッズコーナー、自販機コーナーが見当たりませんでした。他室との兼用など事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか？	基本的には専用として、配置等含めてご提案ください。